

議案第37号

飯能市税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第27条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第29条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第30条の2の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第32条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額

の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第33条の3第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第33条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第33条の6の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第33条の6の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第33条の6の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第71条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第6条の2に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の

1とする。

附則第6条の3中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第11条の3第4項及び附則第12条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第14条の10中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第71条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の飯能市税条例（以下「新条例」という。）附則第12条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第27条の9第2項並びに第30条の2の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第32条、第33条の3、第33条の6、第33条の6の2及び第33条の6の6の改正規定並びに附則第11条の3第4項及び附則第12条の2第3項の改正規定並びに次条第1

項並びに附則第4条第1項（新条例附則第12条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第29条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき飯能市税条例第29条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第71条第1号エ及び附則第12条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第11条の3第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

令和5年6月2日提出

飯能市長 新井重治

飯能市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p>
<p>第27条の9 省略</p>	<p>第27条の9 省略</p>
<p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付すべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p>	<p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p>
<p>3 省略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p>3 省略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>
<p>第29条の3の2 省略</p>	<p>第29条の3の2 省略</p>
<p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定によ</u></p>	

る申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経

由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収の方法等）

第30条の2 個人の市民税の徴収については、第33条の3、第33条の6の2第1項、第33条の6の5又は第36条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。

2 省略

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

（個人の市民税の納税通知書）

第32条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当

由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収の方法）

第30条の2 個人の市民税の徴収については、第33条の3、第33条の6の2第1項、第33条の6の5又は第36条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。

2 省略

（個人の市民税の納税通知書）

第32条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当

該年度分の個人の市民税額、個人の
県民税額及び森林環境税額の合算額

(第33条の6第1項又は第33条
の6の6第1項の規定により徴収す
る場合にあっては特別徴収の方法に
より徴収されないことになった金額
に相当する税額)を前条第1項の納
期(第33条の6第1項又は第33
条の6の6第1項の規定により徴収
する場合にあっては特別徴収の方法
により徴収されないこととなった日
以後に到来する納期)の数で除して
得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特
別徴収)

第33条の3 個人の市民税の納税義
務者が当該年度の初日の属する年の
前年中において給与の支払を受けた
者であり、かつ、同日において給与
の支払を受けている者(次に掲げる
者のうち特別徴収の方法により徴収
することが著しく困難であると認め
られるものを除く。以下この条にお
いて「給与所得者」という。)であ
る場合には、当該納税義務者の前年
中の給与所得に係る所得割額及び均
等割額(これと併せて賦課徴収を行
う森林環境税額を含む。次項及び第
5項において同じ。)の合算額を特
別徴収の方法により徴収する。

(1)~(2) 省略

2 前項の納税義務者について、当該
納税義務者の前年中の所得に給与所
得以外の所得がある場合には、当該
給与所得以外の所得に係る所得割額

該年度分の個人の市民税額及び県民
税額の合算額(第33条の6第1項

又は第33条の6の6第1項の規定
によって徴収する場合にあっては特
別徴収の方法によって徴収されない
ことになった金額に相当する税額)
を前条第1項の納期(第33条の6
第1項又は第33条の6の6第1項
の規定によって徴収する場合にあっ
ては特別徴収の方法によって徴収さ
れないこととなった日以後に到来す
る納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特
別徴収)

第33条の3 個人の市民税の納税義
務者が当該年度の初日の属する年の
前年中において給与の支払を受けた
者であり、かつ、同日において給与
の支払を受けている者(次に掲げる
者のうち特別徴収の方法によって徴
収することが著しく困難であると認
められるものを除く。以下この条に
おいて「給与所得者」という。)で
ある場合には、当該納税義務者
の前年中の給与所得に係る所得割
額及び均等割額の合算額を特別徴収
の方法によって徴収する。

(1)~(2) 省略

2 前項の納税義務者について、当該
納税義務者の前年中の所得に給与所
得以外の所得がある場合には、当該
給与所得以外の所得に係る

を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第29条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について、給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないとして認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 省略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与

所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第29条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について、給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないとして認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 省略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与

所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その理由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者から申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日か

所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その理由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者から申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1

ら4月30日までの間において給与の支払を受けなかった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第33条の6 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者か

日から4月30日までの間において給与の支払を受けなかった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第33条の6 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合においては、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては、直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者

ら市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第33条の6の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。

から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第33条の6の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を

以下この条及び第33条の6の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第33条の3第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第33条の6の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 省略

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第31条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第33条の6の6 法第321条の7

第33条の3第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第33条の6の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 省略

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第31条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第33条の6の6 法第321条の7

の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定

の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特

する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(種別割の税率)

第71条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 省略

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)～(3) 省略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(種別割の税率)

第71条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 省略

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)～(3) 省略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 省略

2～26 省略

27 法附則第15条の9の3第1項

に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 省略

2～11 省略

12 法附則第15条の9の3第1項

に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

13 省略

14 省略

第6条の2 省略

2～26 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 省略

2～11 省略

12 省略

13 省略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の3 省略

2～3 省略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 省略

2 省略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第14条の10 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の3 省略

2～3 省略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 省略

2 省略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第14条の10 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中

額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第27条の7の規定を適用する。

に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第27条の7の規定を適用する。

2 新規則第一号の三様式、第二号様式、第三号様式、同様式別表、第四号様式、第十八号様式及び第十九号様式は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新規則第十七号様式別表は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。
(専業税に関する経過措置)

第三条 新規則第三条の十四第二項及び第六条の二の二第五項の規定は、施行日以後に終了する専業年度に係る法人の専業税について適用し、施行日前に終了した専業年度に係る法人の専業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)
第四条 施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(次項及び附則第七条において「二号施行日」という。)の前日までの間における第一条の規定による改正前の地方税法施行規則(次項及び次条において「旧規則」という。)(第九条の二第十四項第一号イ及び第十五項第一号イの規定の適用については、同条第十四項第一号イ中「第四十一号第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一号第一項第三号の表のロ又はハ」と、同条第十五項第一号イ中「第四十一号第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一号第一項第三号の表のロ又はハ」と、同条第十四項第一号イ中「第四十一号第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一号第一項第三号の表のロ又はハ」と、同条第十五項第一号イ中「第四十一号第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一号第一項第三号の表のロ又はハ」とする。

2 施行日から二号施行日の前日までの間における旧規則第九条の四第五項第一号イ、第十五項第一号イ及び第十六項第一号イの規定の適用については、同条第五項第一号イ中「第四十一号第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一号第一項第三号の表のロ又はハ」と、同条第十五項第一号イ中「第四十一号第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一号第一項第三号の表のロ又はハ」と、同条第十四項第一号イ中「第四十一号第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一号第一項第三号の表のロ又はハ」と、同条第十五項第一号イ中「第四十一号第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一号第一項第三号の表のロ又はハ」とする。

3 新規則第十六号の四十三様式は、施行日以後に取得される自動車に対して課すべき自動車税の課税性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の課税性能割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)
第五条 新規則附則第六条第三十三項の規定は、施行日以後に取得される同項の規定する車両に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十四項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)
第六条 新規則第十五条の十五の規定は、令和六年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新規則第三十三号の四様式は、施行日以後に取得される三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の課税性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の課税性能割については、なお従前の例による。
(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

第七条 新規則第二十五条第五項の規定は、二号施行日以後に保存が行われる地方税法(次項において「法」という。)(第七百四十八条第三項に規定する地方税関係書類(以下この項において「地方税関係書類」という。))について適用し、二号施行日前に保存が行われた地方税関係書類については、なお従前の例による。

2 新規則第二十七号の規定は、二号施行日以後に保存が行われる法第七百五十五号第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項又は同条第二項に規定する書類に記載すべき事項(以下この項において「地方税関係書類等」という。))について適用し、二号施行日前に保存が行われた地方税関係書類等に記載すべき事項については、なお従前の例による。

2 新規則第二十七号の規定は、二号施行日以後に保存が行われる法第七百五十五号第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項又は同条第二項に規定する書類に記載すべき事項(以下この項において「地方税関係書類等」という。))について適用し、二号施行日前に保存が行われた地方税関係書類等に記載すべき事項については、なお従前の例による。

2 新規則第二十七号の規定は、二号施行日以後に保存が行われる法第七百五十五号第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項又は同条第二項に規定する書類に記載すべき事項(以下この項において「地方税関係書類等」という。))について適用し、二号施行日前に保存が行われた地方税関係書類等に記載すべき事項については、なお従前の例による。

2 新規則第二十七号の規定は、二号施行日以後に保存が行われる法第七百五十五号第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項又は同条第二項に規定する書類に記載すべき事項(以下この項において「地方税関係書類等」という。))について適用し、二号施行日前に保存が行われた地方税関係書類等に記載すべき事項については、なお従前の例による。

(地方自治法施行規則の一部改正)
第八条 地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記載入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の項の欄及び目の欄中

方道路費と税

1 地方道路費と税
1 森林環境費と税

1 地方道路費と税
1 森林環境費と税

1 地方道路費と税
1 森林環境費と税

1 地方道路費と税
1 森林環境費と税

1 地方道路費と税
1 森林環境費と税

1 地方道路費と税
1 森林環境費と税

1 地方道路費と税
1 森林環境費と税

1 地方道路費と税
1 森林環境費と税

1 地方道路費と税
1 森林環境費と税

1 地方道路費と税
1 森林環境費と税

1 地方道路費と税
1 森林環境費と税

1 地方道路費と税
1 森林環境費と税

地方揮発油類と税法施行規則の一部改正

第二条 地方揮発油類と税法施行規則(昭和三十一年総務府令第七号)の一部を次のように改正する。
附則第五項の表第一項の項中「得た率」の下に「(次項において「特別率」という。)」を加え、同表第二項の項中「平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率(以下この項において「特別率」という。)」を「特別率」に、当該市町村の常住人口を「常住人口」に、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特別率を乗じて得た人口(以下この項において特定特別人口という。)」を「特別人口」に、「から特定特別人口」を「から特別人口」に改める。
(自動車重量税と税法施行規則の一部改正)
第三条 自動車重量税と税法施行規則(昭和四十六年自治省令第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の表第六項の項中「得た率」の下に「(次項において「特別率」という。)」を加え、同表第七項の項中「平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率(以下この項において「特別率」という。)」を「特別率」に、当該市町村の常住人口を「常住人口」に、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特別率を乗じて得た人口(以下この項において特定特別人口という。)」を「特別人口」に、「から特定特別人口」を「から特別人口」に改める。
(森林環境税及び森林環境税と税法施行規則の一部改正)
第四条 森林環境税及び森林環境税と税法施行規則(平成三十一年総務省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の三とし、第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。
(政令第一条第一号及び第二号に規定する総務省令で定める世帯等)
第一条 森林環境税及び森林環境税と税法施行令(令和四年政令第三百号。次項において「政令」という。)第一条第一号に規定する総務省令で定める世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。
一 夫、妻及び二人の子からなる世帯であること。
二 借家に居住する世帯であること。
三 収入のない世帯であること。

2 政令第一条第一号に規定する総務省令で定める率は、次の各号に掲げる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分(前年の十二月三十一日における地域の級地区分とする。)に応じ、当該各号に定める率とする。
一 一級地 一・〇
二 二級地 〇・九
三 三級地 〇・八
第四条中「第一条の二」を「第一条の三」に改める。
附則第三條中「第一条」を「第一条の二」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方税法施行規則第十五条の十五の改正規定並びに同令第三十三号の五様式及び第三十四号様式の改正規定並びに附則第六條第一項の規定 令和五年七月一日

地方税法施行規則第二條の改正規定(同令第二項中「第十條第七項」を「第十條第二十項」に改める部分を除く。)、同令第二條の六の改正規定、同令第九條の二の改正規定(同令第九條第一号イに係る部分、同項第二号中「第四條の三」を「第四條の五」に改める部分、同令第十一條第一号イ及び第十二條第一号イに係る部分、同令第十三條第一号イ中「第四十一條第一項第三号の表のロ又はハ」を「第四十一條第一項第三号イの表のロ又はハ」に改める部分、同令第十六條第一号イ、第十七條第一号イ、第十八條及び第二十條第一号イに係る部分、同令第三十四條の表第八項第二号の項中「第四條の三」を「第四條の五」に改める部分並びに同令第三十七條の表第八項第二号の項中「第四條の三」を「第四條の五」に改める部分を除く。)、同令第九條の四の改正規定(同令第一項第一号イ、第二項第一号イ及び第三項第一号イに係る部分、同令第四項第一号イ中「第四十一條第一項第三号の表のロ又はハ」を「第四十一條第一項第三号イの表のロ又はハ」に改める部分並びに第六項第一号イ、第七項第一号イ、第八項第一号イ、第十四項第一号イ、第十七項第一号イ及び第十八項第一号イに係る部分を除く。)、同令第十五條の九の改正規定(同令第五項第一号イに係る部分、同項第二号中「第四條の三」を「第四條の五」に改める部分、同令第六項及び第八項第一号イに係る部分、同令第十二項の表第五項第二号の項中「第四條の三」を「第四條の五」に改める部分並びに同令第十五項中「第四條の三」を「第四條の五」に改める部分を除く。)、同令第十五條の十一の改正規定(同令第一項第一号イ、第二項第一号イ、第三項第一号イ及び第四項第一号イに係る部分を除く。)、同令第二十五條及び第二十七條の改正規定並びに同令附則第二十條の改正規定並びに同令第一号の三様式、第二号様式、第三号様式、同様式別表、第四号様式、第十八号様式記載要領並びに第十九号様式及び同様式記載要領の改正規定並びに第四條の規定並びに次條第二項及び附則第七條の規定 令和六年一月一日

地方税法施行規則第二條の改正規定(同令第二項中「第十條第七項」を「第十條第二十項」に改める部分を除く。)、同令第二條の六の改正規定、同令第九條の二の改正規定(同令第九條第一号イに係る部分、同項第二号中「第四條の三」を「第四條の五」に改める部分、同令第十一條第一号イ及び第十二條第一号イに係る部分、同令第十三條第一号イ中「第四十一條第一項第三号の表のロ又はハ」を「第四十一條第一項第三号イの表のロ又はハ」に改める部分、同令第十六條第一号イ、第十七條第一号イ、第十八條及び第二十條第一号イに係る部分、同令第三十四條の表第八項第二号の項中「第四條の三」を「第四條の五」に改める部分並びに同令第三十七條の表第八項第二号の項中「第四條の三」を「第四條の五」に改める部分を除く。)、同令第九條の四の改正規定(同令第一項第一号イ、第二項第一号イ及び第三項第一号イに係る部分、同令第四項第一号イ中「第四十一條第一項第三号の表のロ又はハ」を「第四十一條第一項第三号イの表のロ又はハ」に改める部分並びに第六項第一号イ、第七項第一号イ、第八項第一号イ、第十四項第一号イ、第十七項第一号イ及び第十八項第一号イに係る部分を除く。)、同令第十五條の九の改正規定(同令第五項第一号イに係る部分、同項第二号中「第四條の三」を「第四條の五」に改める部分、同令第六項及び第八項第一号イに係る部分、同令第十二項の表第五項第二号の項中「第四條の三」を「第四條の五」に改める部分並びに同令第十五項中「第四條の三」を「第四條の五」に改める部分を除く。)、同令第十五條の十一の改正規定(同令第一項第一号イ、第二項第一号イ、第三項第一号イ及び第四項第一号イに係る部分を除く。)、同令第二十五條及び第二十七條の改正規定並びに同令附則第二十條の改正規定並びに同令第一号の三様式、第二号様式、第三号様式、同様式別表、第四号様式、第十八号様式記載要領並びに第十九号様式及び同様式記載要領の改正規定並びに第四條の規定並びに次條第二項及び附則第七條の規定 令和六年一月一日
三 第一条中地方税法施行規則第二條の二から第二條の三の四まで及び第十五條の改正規定並びに同令第十五條の六の四を同令第十五條の六の五とし、同令第十五條の六の三を同令第十五條の六の四とし、同令第十五條の六の二を同令第十五條の六の三とし、同令第十五條の六の次に一条を加える改正規定 令和七年一月一日
四 第一条中地方税法施行規則附則第四條の七第十二項の改正規定並びに同令第十六号の十三様式の備考の表及び第十六号の三十の二様式の改正規定 日本國の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本國とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日
五 第一条中地方税法施行規則第十六條の二十二の二第四項第五号イの改正規定 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)の施行の日
六 第一条中地方税法施行規則附則第六條に七項を加える改正規定(同令第八十八項から第九十一項までに係る部分に限る。)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日
七 第一条中地方税法施行規則第二十四條の四十の改正規定(同令の見出しを改める部分、同令第三項中「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改める部分及び同項第一号イ中「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改める部分に限る。)、所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号)附則第一條第八号に掲げる規定の施行の日
(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)第一条の十六第四項の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。))以後に地方税法施行規則第一条の十六第一項に規定する指定を受けようとする都道府県、市町村又は特別区が同項に規定する甲出費等を提出する場合について適用する。

第十五条の十一第五項の表第四項第二号の項中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満」に、「百分の百四十四」を「百分の百四十七」に改め、同条第六項の表第二号の項中「六十以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に、「八十七」を「百二」に改め、同条第三項第二号の項中「五十五以上六十未満」を「六十以上七十未満」に、「八十一」を「八十七」に改め、同条第七項中「第五項及び第六項」を「第二項」に改める。

第十五条の十五を次のように改める。

(法第四百六十三条の十五第一項第一号に規定する総務省令で定める原動機付自転車)

第十五条の十五 法第四百六十三条の十五第一項第一号に規定する総務省令で定める原動機付自転車は、次のいずれかに該当する原動機付自転車とする。

一 車室を備えず、かつ、輪距(二)以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のものが〇・五メートル以下の原動機付自転車

二 側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪の原動機付自転車

三 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車

第十六条の二の四第二項中「口座振替の方法」の下に「又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法」を加える。

第十六条の四の三各号を次のように改める。

一 国勢調査令によつて令和二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された令和二年国勢調査人口等基本集計第二十七表(男女、年齢(五歳階級及び三分区)、国籍総数か日本人別人口、平均年齢、年齢中位数及び人口構成比「年齢別」)の表例「国籍総数か日本人」が「国籍総数」かつ表例「男女」が「総数」のうち、表例「総数」の欄の数から表例「〇、四歳、五、九歳、十、十四歳」及び「十五、十九歳」の各欄の数を控除した数

二 国勢調査令によつて令和二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された令和二年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第一一表(男女、年齢(五歳階級)、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率)の表例「常住地又は従業地・通学地」が「果内地市町村に常住」のうち表例「男女」が「総数」かつ表例「年齢」が「総数」の欄の数から表例「十五歳未満」及び「十五、十九歳」の各欄の数を控除した数と表例「常住地又は従業地・通学地」が「他果に常住」のうち表例「男女」が「総数」かつ表例「年齢」が「総数」の欄の数から表例「十五歳未満」及び「十五、十九歳」の各欄の数を控除した数との合計数

三 国勢調査令によつて令和二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された令和二年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第一一表(男女、年齢(五歳階級)、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率)の表例「常住地又は従業地・通学地」が「自市内他地区に常住」のうち表例「男女」が「総数」かつ表例「年齢」が「総数」の欄の数から表例「十五歳未満」及び「十五、十九歳」の各欄の数を控除した数

第十六条の十第二項第四号中「第六十四条第一項ただし書」を「第六十四条第一項第二号」に改める。

第十六条の二十二の二第四項第五号イ中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第十条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

第二十四条の四の見出し中「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改め、同条第一項第十一号中「第二十四条の三第六項」の下に「政令第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。」を加え、同

条第三項中「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に、「特定地方税関係通知をいう」を「特定地方税関係通知等をいう」に改め、同項第一号イ中「法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関の長をいう。以下この項において同じ。」を削り、「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改め、同号ロ及びハ中「法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関の長をいう。以下この項において同じ。」を削る。

第二十五条第一項第一号中「第五項第五号」を「第五項第四号」に改め、同条第五項中「第六号」を「第五号」に改め、同項第二号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七項中「同号ハ中「情報」(当該地方税関係書類の作成又は受領をする者が当該地方税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該地方税関係書類の大きさが日本産業規格A列四番以下であるときは、(1)に掲げる情報に限る。)」とあるのは「情報」とを削る。

第二十七条第一項中「この項」を「この項」に、「第五項第六号並びに同項第七号」を「第五項第五号並びに同項第六号」に改め、「提出の要求」の下に「以下この項において「電磁的記録の提示等の要求」という。」を加え、「同条第五項第六号」を「同条第五項第五号」に、「千円」を「五千万円」に、であつて、当該要求」を「又は地方税に関する法律の規定による当該電磁的記録の出力することにより作成した書面」で「電磁的記録の提示等」の要求」に改め、同項第二号中「この項」に、「当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておく」を削り、同条第三項中「保存義務者」を「一次の表の各号の上欄に掲げる保存義務者」に、「記載事項」を「各号の中欄に掲げる書類に記載すべき事項」に改め、「証明したとき」の下に、「又はそれぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長が当該総務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができなかつたことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が地方税に関する法律の規定による当該電磁的記録及び当該電磁的記録を出力することにより作成した書面(電磁的記録の形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る)の提示若しくは提出の要求に応じることができるとして」を加え、同項ただし書中「場合」の下に「又は当該理由がなかつた」とした「場合」を加え、同項に次の表を加える。

一 法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類	同項の小売販売業者の営業所在地の道府県知事
二 法第四百四十四条の三十五第六項に規定する特別徴収義務者	同項に規定する書類	法第四百四十四条の二第一項に規定する軽油の納入地所在地の道府県知事
三 法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類	同項の小売販売業者の営業所在地の市町村長
同条第四項に規定する書類	同項の小売販売業者である卸売販売業者等の営業所在地の市町村長	

第三十一条の二中「第七十四条の十二第六項」を「第七十四条の十二第一項」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(特定徴収金に係る納付書等の様式)

第三十八条 納税義務者又は特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金を第二十四条の四十三第一項第二号に規定する方法により納付し、又は納入する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる様式を添えて納付し、又は納入するものとする。

(抜粋)

○総務省令第三十六号

地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)及び地方税法施行令の一部を改正する政令(令和五年政令第三十二号)の施行に伴い、並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、地方揮発油譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)、自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律第九十号)、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令(令和四年政令第三百号)の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

地方税法施行規則等の一部を改正する省令
(地方税法施行規則の一部改正)

第一条 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第十七号中「第五項」を「第四項」に改め、「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を、「含む。」の下に「又は第五項(法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第六項において準用する場合を含む。)」を加える。

第一条の十六第一項中「第三項及び第四項並びに」を「以下この条及び」に改め、同条第三項中「提出した都道府県等」の下に「及び法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等」を加え、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等(既にこの項の規定により申出書を提出した都道府県等を除く)は、第一項の規定にかかわらず、当該取消の日から起算して二年を経過する日の属する月の初日から末日までの間に、申出書を総務大臣に(市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に)提出することができる。

- 8 平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日までとの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する鉄道施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までとの間に受けた旧法附則第十五条第三十三項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 10 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までとの間に取得（共有持分の取得を含む。）又は改良が行われた旧法附則第十六条の第二十一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 11 施行日から附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の第二項の表附則第十五条第九号、第十六号、第十七号、第十八号、第十九号、第二十一号から第三十五号まで、第三十八項、第三十九項、第四十項及び第四十一項、第四十二項並びに第四十三項から第四十五項まで、第四十八項、第四十九項、第五十項、第五十一項及び第五十二項並びに第五十三項の三の項の規定の適用については、これらの規定中「第四十三項及び第四十六項」とあるのは、「及び第四十三項」とする。
- （軽自動車税に関する経過措置）
第十七条 別設の定めがあるものを除き、新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新法第四百四十五条第三項の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、七号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同項の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、七号施行日の属する年度の翌年度（七号施行日が四月一日である場合には、七号施行日の属する年度）以後の年度の軽自動車税の種別割について適用する。
- 3 新法第四百四十六条、第四百五十一条及び附則第二十九条の九の規定は、一号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 施行日以後最初に行う地方税法第四百四十六条第四項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第四百四十六条第一項から第三項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。
- 5 施行日以後最初に行う地方税法第四百五十一条第六項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第四百五十一条第一項から第五項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。
- 6 新法第四百六十三条の三第二項から第八項まで及び第四百六十三条の四第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第四百五十五条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する軽自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車税の環境性能割に係る旧法第四百六十三条の三の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第四百六十三条の四の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限り）は、新法第四百六十三条の三第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。
- 7 新法附則第三十条の規定は、令和五年度以後の年度の軽自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 8 附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第三十条の二の規定は、令和六年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 第十八条 七年新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、四号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、四号施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 四号施行日以後における前条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「地方税法第四百四十六条第四項」とあるのは「附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法（次項において「七年新法」という。）第四百四十六条第四項」と、「新法第四百四十六条第一項」とあるのは「同条第一項」と、「同条第五項中「地方税法第四百五十一条第六項」とあるのは「七年新法第四百五十一条第六項」と、「新法第四百五十一条第一項」とあるのは「同条第一項」とする。
- （市町村たばこ税に関する経過措置）
第十九条 新法第四百八十三条第二項から第八項まで及び第四百八十四条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第四百八十条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税に係る旧法第四百八十三条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第四百八十四条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限り）は、新法第四百八十三条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。
- （鉱産税に関する経過措置）
第二十号 新法第五百三十六条第二項から第八項まで及び第五百三十七条第三項の規定は、一号施行日以後に申告書の提出期限が到来する鉱産税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した鉱産税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した鉱産税に係る旧法第五百三十六条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第五百三十七条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限り）は、新法第五百三十六条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。
- （特別土地保有税に関する経過措置）
第二十一条 新法第六百九条第二項から第八項まで及び第六百十条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第六百六条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する特別土地保有税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税に係る旧法第六百九条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第六百十条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限り）は、新法第六百九条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。
- （市町村法定外普通税に関する経過措置）
第二十二条 新法第六百八十八条第二項から第八項まで及び第六百八十九条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第六百八十六条第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する市町村法定外普通税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税に係る旧法第六百八十八条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第六百八十九条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限り）は、新法第六百八十八条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。
- （入湯税に関する経過措置）
第二十三条 新法第七百一条の十二第二項から第八項まで及び第七百一条の十三第三項の規定は、一号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する入湯税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した入湯税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した入湯税に係る旧法第七百一条の十二の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七百一条の十三の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限り）は、新法第七百一条の十二第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

3 新法第百四十九条、第百五十七條及び附則第十二條の二の十一の規定は、一号施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の課税性能割について適用し、一号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の課税性能割については、なお従前の例による。

4 施行日以後最初に行う地方税法第百四十九條第四項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第百四十九條第一項から第三項までの規定の適用を受ける自動車の範囲について行うものとする。

5 施行日以後最初に行う地方税法第百五十七條第六項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第百五十七條第一項から第五項までの規定の適用を受ける自動車の範囲について行うものとする。

6 新法第百七十一條第二項から第八項まで及び第百七十二條第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第百六十一條第一項に規定する申告書の提出期限が到来する自動車税の課税性能割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した自動車税の課税性能割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した自動車税の課税性能割に係る旧法第百七十一條の不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを除く)又は旧法第百七十二條の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限り)は、新法第百七十一條第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

7 新法附則第十二條の三の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8 附則第一條第一号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第十二條の五の規定は、令和五年度分の一号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの一号施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

12 附則第一條第四号に掲げる規定による改正後の地方税法(附則第十八條第一項において「七年新法」という。)の規定中自動車税の課税性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以下この条及び附則第十八條において「四号施行日」という。)以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の課税性能割については、なお従前の例による。

2 四号施行日以後における前条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「地方税法第百四十九條第四項」とあるのは「附則第一條第四号に掲げる規定による改正後の地方税法(次項において「七年新法」という。)第百四十九條第五項」と、「新法第百四十九條第一項から第三項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで」と、「同条第五項中「地方税法第百五十七條第六項」とあるのは「七年新法第百五十七條第七項」と、「新法第百五十七條第一項から第五項まで」とあるのは「同条第一項から第六項まで」とする。

(道府県法定外普通税に関する経過措置)

第十三條 新法第百七十八條第二項から第八項まで及び第百七十九條第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第百七十六條第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県法定外普通税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県法定外普通税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県法定外普通税に係る旧法第百七十八條の不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを除く)又は旧法第百七十九條の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限り)は、新法第百七十八條第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

(市町村民税に関する経過措置)

第十四條 新法第百三十四條の規定は、施行日以後に発生する同条第一項に規定する特定非常災害について適用する。

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間に効力を生ずる新法第百三十四條の七第二項の規定による指定に係る同項の規定の適用については、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内」とあるのは「令和五年四月一日からこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日の前日までの間」とする。

3 新法第百三十七條の三の第二項の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第百三十七條の二第一項ただし書に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同法第百三十七條の三の第二項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新法第百三十七條の六第七項の規定は、施行日以後に提出すべき同項に規定する報告書について適用し、施行日前に提出すべき旧法第百三十七條の六第七項に規定する報告書については、なお従前の例による。

5 新法第百二十八條の十一第二項から第八項まで及び第百二十八條の十二第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第百二十八條の九第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する個人の市町村民税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した個人の市町村民税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した個人の市町村民税に係る旧法第百二十八條の十一の不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを除く)又は旧法第百二十八條の十二の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限り)は、新法第百二十八條の十一第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

6 新法附則第三十五條の三第十一項から第二十項までの規定は、同条第十一項の市町村民税の所得割の納税義務者が施行日以後に同条第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式については、旧法附則第三十五條の三第十一項の市町村民税の所得割の納税義務者が施行日前に同条第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

7 新法第百九十二條第一項第四号(新租税特別措置法第四十二條の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ)並びに附則第八條第十一項(同号の規定に係る部分に限る。)及び第十二項(同号の規定に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

第十五條 附則第一條第五号に掲げる規定による改正後の地方税法第百三十四條の二第一項(第十号の二に係る部分に限る。)の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第十六條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第百五十三條第一項及び第百九十六條第一項の規定は、二号施行日以後に行われるこれらの規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求について適用し、二号施行日前に行われた旧法第百五十三條第一項及び第百九十六條第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求については、なお従前の例による。

3 新法第百九十三條第二項及び第三項の規定は、令和七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第四項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 地城公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第四十九号)の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十八項に規定する家屋又は償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 地城公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第四十九号)の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十八項に規定する家屋又は償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

七百一条の七、第七百一条の十二、第七百一条の十三第三項及び第四項、第七百一条の十九、第七百一条の二十、第七百一条の三十六第一項、第七百一条の三十八第一項及び第二項、第七百一条の五十三第一項、第七百一条の五十六第一項及び第三項、第七百一条の六十一、第七百一条の六十二第三項及び第四項、第七百一条の六十六第一項及び第三項、第七百一条の六十七第一項、第七百八条、第七百十条、第七百十五条、第七百二十一条、第七百二十二条第三項及び第四項、第七百二十四条、第七百二十九条、第七百三十条、第七百三十三条の五、第七百三十三条の七、第七百三十三条の十一、第七百三十三条の十八、第七百三十三条の十九第三項及び第四項、第七百三十三条の二十一、第七百三十三条の二十五、第七百三十三条の二十六並びに第七百五十六条の改正規定並びに同法附則第十二条の二の十一の改正規定、同法附則第十二条の五の改正規定(同条第一項中「第三項、第五項又は第六項」及び「から第六項まで」を「又は第三項」に改める部分を除く)、同法附則第二十九条の九の改正規定、同法附則第三十条の二の改正規定(同条第一項中「第七項及び第八項」を削り、「第八項まで」を「第四項まで」に改める部分を除く)並びに同法附則第三十五条の三及び第六十三条第四項の改正規定並びに第五十五条及び第七十条(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十三条第一項及び第二十五条第三項の改正規定を除く)の規定並びに次条並びに附則第四条第四項から第七項まで、第六条第四項、第八条、第九条、第十条第二項、第十一条第三項、第六項及び第八項、第十三条、第十四条第五項及び第六項、第十七条第三項、第六項及び第八項、第十九条から第二十四条まで、第二十六条並びに第二十七条の規定、令和六年一月一日

二 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号イの改正規定(第七項、第八項及び第十一項を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める部分を除く)、同法第七十三条の八の改正規定、同法第二百九十二条第一項第四号イの改正規定(第七項、第八項及び第十一項を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める部分を除く)並びに同法第三百四十八条第二項第四十四号、第三百四十九条の三第三十二項、第三百五十三条並びに第三百九十六条第一項及び第三項の改正規定並びに附則第七条第二項及び第十六条第二項の規定、令和六年四月一日

三 第一条中地方税法第四十五条の三の二、第三百十七條の三の二、第三百四十九条の四第七項及び第八項、第三百九十三條並びに第七百六十二條第一号の改正規定並びに附則第四条第三項、第十四条第三項及び第十六条第三項の規定、令和七年一月一日

四 第二条(次号及び第十二号に掲げる改正規定を除く)並びに附則第十二条及び第十八条の規定、令和七年四月一日

五 第二条中地方税法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四條の二第一項第十号の二の改正規定並びに附則第五条及び第十五条の規定、令和八年一月一日

六 第一条中地方税法第七十二条の十三及び第七十二条の二十六第一項の改正規定並びに附則第六条第二項の規定、土地改良法の一部を改正する法律(令和四年法律第九号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

七 第一条中地方税法第四百四十四條の三に一項を加える改正規定、同法第四百四十四條の六の次に一項を加える改正規定、同法第四百四十四條の三十二の改正規定、同法第四百四十八條に一項を加える改正規定及び同法第四百四十五條に一項を加える改正規定並びに同法附則第十二条の二の七の改正規定並びに附則第十條第一項及び第三項、第十一條第二項並びに第十七條第二項の規定、日本國の自衛隊とオーストラリア國防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本國とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

八 第一条中地方税法附則第十條第四項及び第十四條第一項の改正規定、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律(令和五年法律第九号)の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十五條に二項を加える改正規定(第四十六項に係る部分に限る)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十 第一条中地方税法附則第十五條第十八項の改正規定(第二十四條第七項)を「第二十四條第八項(同法第二十九條の九において準用する場合を含む)」に改める部分に限る、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第九号)の施行の日

十一 第一条中地方税法第七百四十七條の五及び第七百四十七條の十三の改正規定、所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号)附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日

十二 第二条中地方税法第二十条の二第二項及び第三項の改正規定並びに附則第三条の規定、公布の日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日

(徴収猶予の申請手続等に関する経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という)第十五条の二の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という)以後に申請される地方税法第十五条第一項及び第二項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という)については、適用し、一、号施行日前に申請された徴収の猶予については、なお従前の例による。

(公示送達に関する経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の地方税法第二十条の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)
第四条 新法第三十三条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に発生する同条第一項に規定する特定非常災害について適用する。

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間に効力を生ずる新法第三十七条の二第二項の規定による指定に係る同項の規定の適用については、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日」前一年以内」とあるのは、「令和五年四月一日からこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日」の前日までの間」とする。

3 新法第四十五条の三の二第二項の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第四十五条の二第一項ただし書に規定する給与(以下この項において「給与」という)について提出する同法第四十五条の三の二第二項の規定による申告書については、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新法第七十一条の十四第二項から第八項まで及び第七十一条の十五第三項の規定は、一、号施行日以後に地方税法第七十一条の十一第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の利子割について適用し、一、号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の利子割については、なお従前の例による。この場合において、一、号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の利子割に係る第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という)第七十一条の十四の不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを除く)又は旧法第七十一条の十五の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものを除く)は、新法第七十一条の十四第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

5 新法第七十一条の三十五第三項から第九項まで及び第七十一条の三十六第三項の規定は、一、号施行日以後に地方税法第七十一条の三十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の配当割について適用し、一、号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の配当割については、なお従前の例による。この場合において、一、号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の配当割に係る旧法第七十一条の三十五の不申告加算金(同条第六項の規定の適用があるものを除く)又は旧法第七十一条の三十六の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものを除く)は、新法第七十一条の三十五第六項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

6 新法第七十一条の五十五第三項から第九項まで及び第七十一条の五十六第三項の規定は、一、号施行日以後に地方税法第七十一条の五十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の株式等譲渡所得割について適用し、一、号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の株式等譲渡所得割については、なお従前の例による。この場合において、一、号施行日前に当該提出期

附則第十八条の三第二項第三号口及び第四項第三号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第二項第二号イ中「について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、同号口中「令和四年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、同項第三号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十五条の三第二項第三号口及び第四項第三号口中「固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第二項第二号イ中「について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、同号口中「令和四年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、同項第三号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十九条の九第三項中「次項」の下に「及び第七項」を加え、同条第五項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第四項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び地方税法附則第二十九条の九第四項の規定による軽自動車税の環境性能割」とする。

附則第二十九条の十八第三項を削る。

附則第三十条第一項中「第八項」を「第四項」に改め、同条第二項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「令和三年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の同条第四十六條第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）に、「平成三十年ガソリン軽自動車基準」を「同号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽自動車基準（次項において「平成三十年ガソリン軽自動車基準」という。）に、「平成十七年ガソリン軽自動車基準」を「同号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽自動車基準（次項において「平成十七年ガソリン軽自動車基準」という。）に、「第四百四十六條第一項第三号イ(2)」を「同号イ(2)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に改め、「当該ガソリン軽自動車」が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年年度分の軽自動車税の種別割に限り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同項第二号口中「三千九百円」とあるのは「二千円」と、同号八(1)(i)中「六千九百円」とあるのは「五千二百円」に改め、同項を同条第四項とする。

同項を同条第四項とする。

附則第三十条の二第二項中「第七項及び第八項」を削り、「第八項まで」を「第四項まで」に改め、「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び地方税法附則第三十条の二第二項の規定による軽自動車税の種別割」とする。

附則第三十二条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「事業所税の非課税」を付し、同条の次に次の一項を加える。

第三十二条の四 指定都市等は、国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下この項において「博覧会」という。）の会場内において設置される公益社団法人二千二十五日本国国際博覧会協会との間に博覧会への出席参加契約を締結した者（博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く。）が博覧会に關して行う事業で政令で定めるもの用に供する施設に係る事業所等（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。）において行う事業に対しては、令和九年三月三十一日までに終了する事業年度分に限る、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業所税を課することができない。この場合において、第七百一条の三十四第六項の規定を準用する。

2 前項の規定の適用がある場合における第七百一条の四十三第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「第七百一条の三十四」とあり、及び「同条」とあるのは、「第七百一条の三十四又は附則第三十二条の四第一項」とする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における事業所税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十三条の三第四項及び第八項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の二第一項、第二項、第四項及び第五項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附則第三十五条の三第一項中「租税特別措置法第三十七条の十三第一項」を「道府県民税の所得割の納税義務者（租税特別措置法第三十七条の十三第一項に、「道府県民税の所得割の納税義務者」を「もの」に、「第三項」を「）又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する株式会社と同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（当該株式会社が発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）とその他の政令で定める要件を満たすものに限る。」に改め、同条第六項中「第三十七條の十三の二第二項」を「同法第三十七條の十三の三第一項」に改め、同条第六項中「第三十七條の十三の二第八項」を「第三十七條の十三の三第一項」に改め、同条第八項中「によつて」を「により」に改め、同条第九項中「第三十七條の十三の三第十項」を「第三十七條の十三の三第十項」に改め、同条第九項中「市町村民税の所得割の納税義務者（特定中小会社）」に、「市町村民税の所得割の納税義務者」を「もの」に、「第十三項」を「）又は租税特別措置法第三十七條の十三の二第二項に規定する株式会社と同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（当該株式会社が発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）に限る。第十三項」に、「租税特別措置法第三十七條の十三の二第二項各号」を「同法第三十七條の十三の三第一項各号」に改め、同条第十六項中「第三十七條の十三の二第八項」を「第三十七條の十三の三第八項」に改め、同条第十九項中「第三十七條の十三の二第十項」を「第三十七條の十三の三第十項」に改める。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十六項」に改める。

附則第五十条第五項中「又は第十項」を「又は第十四項」に、「第七十二条の四十九の第十二項」を「第七十二条の四十九の第十四項」に改める。

附則第五十一条の二を削る。

附則第五十六条第十二項及び第十五項中「第二十二項」を「第二十一項」に改める。

附則第六十三条第一項中「及び次条」及び「次条において同じ」を削り、同条第四項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

定の適用を受けたことがある場合を除き、当該工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日、当該工事が完了した日が一月一日である場合は、同日を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額（この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とする。）の三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 前項の規定は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税の納税義務者から、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から三月以内、総務省令で定める書類を添付して、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき第一項の規定を適用することができるとする。

附則第十五条の十第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の二第一項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、令和三年度分又は令和四年度分を「令和五年度分又は令和六年度分」に、「住宅用地（以下この条を「住宅用地」という。）及び第三項」に改め、同条第二項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に改め、同条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定中「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に改め、同条第十項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十一項及び第十二項を削り、第十三項を第十四項とし、附則第十六条の三第一項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に改め、同条第二項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「住宅用地（以下この条を「住宅用地」という。）及び第三項」に改め、同条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定中「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項の次に次の三項を加える。

10 市町村は、平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が令和五年四月一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額（同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）のうち、この項の規定の適用を受ける家屋を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

11 平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した債権資産の所有者（当該債権資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した債権資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける債権資産にあつては、当該債権資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める債権資産の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）又は当該損壊した債権資産の改良を行った場合における当該取得又は改良が行われた債権資産（改良が行われた債権資産にあつては、当該債権資産の当該改良が行われた部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した債権資産又は当該取得若しくは改良が行われた債権資産が共有物である場合には、当該債権資産のうち滅失し、又は損壊した債権資産に代わるものとして政令で定めるところとする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該債権資産の取得又は改良が行われた日以後最初に固定資産税を課することとなった年度から四年度分の固定資産税に限り、当該債権資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける債権資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

12 前項の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三の二まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二まで又は附則第十六条の三第一項」とする。

附則第十六条の三の次に次の一条を加える。
（令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）
第十六条の四、令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和二年年度分の固定資産税については、第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（第三百四十九条の三の第三項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるものを除く。以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で令和六年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地（以下この項及び第三項において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の四第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 令和二年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において「被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の四第一項」とあるのは、「附則第十六条の四第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

十七項に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「認定事業により平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「認定事業(その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものにあつては、政令で定める要件を満たすものに限る。)により令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第二十四条第七項」を「第二十四条第八項(同法第二十九条の九において準用する場合を含む。)」に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十九号)の施行の日から令和六年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に、「政府」を「政府又は地方公共団体」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項中「令和四年度」を「令和六年度」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第三十項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項を第二十二項とし、第二十四項を第二十三項とし、同条第二十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「政府の補助で義務省令で定めるものを受けて令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を第三十項とし、第三十二項を第三十一項とし、同条第三十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項を第三十九項とし、第四十一項を第四十項とし、同条第四十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項を第四十二項とし、第四十四項を第四十三項とし、同条第四十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条に次の二項を加える。

45 租税特別措置法第十条第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者(以下この項において「中小事業者等」という。)が令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に中小企業等経営強化法第五十三条第二項に規定する認定先端設備等導入計画(以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。)に従つて取得の事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。)をした同法第二十四条に規定する先端設備等(以下この項において「先端設備等」という。)に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備(家屋と一体となつて効用を果たすもの。第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。)を除く。以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を

行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該機械装置等に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。ただし、当該機械装置等のうち租税特別措置法第十条の五の四第三項第八号又は第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるものが記載された認定先端設備等導入計画に従つて取得をしたものにあつては、当該機械装置等に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分(令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで)の間に取得をしたものにあつては、当該機械装置等に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分)の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

46 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者(同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行を行う者に限る。)が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項の規定による認定を受けた同法第十三条第一項に規定する道路運送高度化実施計画に基づき実施する同法第七条に規定する道路運送高度化事業(同号八に掲げるものに限る。以下この項において「特定道路運送高度化事業」という。)(の用に供する電気自動車(電気を動力源とする自動車)で内燃機関を有しないものをいう。)で義務省令で定めるものの充電の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該土地及び償却資産が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和十年三月三十一日までの期間内に最初に特定道路運送高度化事業の用に供された日(以下この項において「供用開始日」という。)(の属する年の翌年の一月一日(供用開始日が一月一日である場合は、同日)を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第十三項」を「前条第十二項」に改め、同条第二項中「前条第十三項若しくは第二十七項」を「前条第十二項若しくは第二十六項」に改める。

附則第十五条の六第一項中「附則第十五条の九の二」を「附則第十五条の九の三」に改める。

附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第五項及び第十項中「又は次条第一項若しくは第五項」を「次条第一項若しくは第五項若しくは附則第十五条の九の三第一項」に改める。

附則第十五条の九の二第五項中「対して第一項」の下に「若しくは次条第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(大規模の修繕等が行われたマンション)に対する固定資産税の減額

第十五条の九の三 市町村は、新築された日から二十年以上を経過したマンション(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四十九号)第二条第一号に規定するマンション)であつて、人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有するものをいう。以下この項において同じ。)のうち、同法第五条の二第一項の規定による助借若しくは指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第五条の八に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものであつて、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で義務省令で定めるものが行われたもの(当該工事が行われた棟に限る。以下この条において「特定マンション」という。)(に係る区分所有に係る家屋に對して課する固定資産税については、附則第十五条の九第一項若しくは前条第一項の規定の適用がある場合又は当該特定マンションが既にこの項の規

二 不動産等特定災害損失額(所得税法第七十條の二第四項第四号に規定する不動産等特定災害損失額をいう。)の当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうち占める割合が十分の一以上であること。

2 所得割の納税義務者のうち前項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者(同項の規定の適用を受ける者を除く。)が特定非常災害発生年特定純損失金額(所得税法第七十條の二第四項第五号に規定する特定非常災害発生年特定純損失金額をいう。)又は被災純損失金額(同条第四項第一号に規定する被災純損失金額をいう。)特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合に、当該特定非常災害発生年特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年内内の各年度分の個人の市町村民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額(次条第二項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。)以外のもの」と、同条第九項中「純損失の金額(同項)とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生年特定純損失金額(次条第二項に規定する特定非常災害発生年特定純損失金額をいう。以下この項において同じ。)及び被災純損失金額以外のもの(前項)と、政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの並びに当該納税義務者の前年五年内において生じた特定非常災害発生年特定純損失金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。)及び被災純損失金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。)」とする。

3 所得割の納税義務者(前二項の規定の適用を受ける者を除く。)が被災純損失金額(所得税法第七十條の二第四項第一号に規定する被災純損失金額をいう。以下この項において同じ。)を有する場合に、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年内内の各年度分の個人の市町村民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額(次条第三項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。)以外のもの」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年五年内において生じた被災純損失金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。)」とする。

4 所得割の納税義務者が特定雑損失金額を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年内内の各年度分の個人の市町村民税に係る前条の規定の適用については、同条第九項中「金額をいう」とあるのは「金額をいう。」で特定雑損失金額(次条第四項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。)以外のもの」と、同条第一項とあるのは「第三百十四條の二第一項」と、除く。」は「除く。」及び当該納税義務者の前年五年内において生じた特定雑損失金額(この項又は同条第一項の規定により前年において控除されたものを除く。)」とする。

5 前項に規定する特定雑損失金額とは、雑損失の金額のうち、納税義務者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるもののある次条第一項第一号に規定する資産について特定非常災害により生じた損失の金額(当該特定非常災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより理められた部分の金額を除く。)に係るものをいう。
 第三百十四條の七第二項中「都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準」を「第一号、第四号及び第五号に掲げる基準」に改め、当該基準及び「を削り、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
 一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

第三百十四條の七第二項に次の二号を加える。
 四 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内(当該都道府県等がこの項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。)において前二号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

五 特定期間において行われた第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。
 第三百十四條の七第三項中「前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。))を「指定」に「同項」を「前項」に改め、同条第六項中「適合しなかつた」の下に「若しくは適合していなかつた」を加える。

第三百十七條の三の二第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 前項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した同項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がなるときは、給与所得者は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。
 第三百十七條の四第一項中「者又は」を「とき、又は」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第三百十七條の六第七項中「が、政令で定めるところにより第一項、第三項若しくは第四項に規定する市町村の長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前二項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項(以下この条において「記載事項」という。)を記録した光ディスク等を提出した場合に「を」は「に」に、「記載事項を」を「給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項(次項及び第九項において「記載事項」という。))を」に改める。
 第三百十七條の七第一項中「たよつて」を「たよつて」に、「者又は」を「とき、又は」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項及び第三項中「たよつて」を「たよつて」に改める。

第三百二十四條第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第三項中「特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第五項中「者は」を「ときは」に改める。
 第三百二十八條の十一第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に「除く。」を「除く。次項及び第五項において同じ。」に、「を」を加算した金額」を「次項において「異額納入税額」という。))を加算した金額。次項において「加算後異額納入税額」という。))に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第二項の規定に該当する場合において、加算後異額納入税額(当該加算後異額納入税額の計算の基礎となつた事実のうち同項を旨に規定する納入申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたこと)に当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づいて税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかか

四 法第十五条第一項(第一号に係る部分に限り、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七十条第一項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。)の規定による徴収の猶予(登録にかつたことによるものを除く。)又は法第四十四条の二、第七十二条の五十七の二第二項、第七十三条の二十五第一項、第四百四十四条の二十九第一項、第三百二十一條の七の十三第一項、第六百一十條第三項若しくは第四項(これらの規定を法第六百三項、第六百三項又は第六百三條の二の二第二項において準用する場合を含む。)、第六百三十三條第三項、第六百三十三條の二第五項若しくは第六百二十九條第五項若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十條の規定による徴収の猶予に係る地方税又は森林環境税、その徴収の猶予の期限

五 督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金、その納付又は納入の告知書を発した時

六 滞納処分費、その確定した時

七 第二次納税義務者又は保証人として納付し、又は納入すべき未納地方税等、その告知に関する文書を発した時

八 第八条を次のように改める。

第八条 削除

第四十八條の四を削り、第八條の四の二を第八條の四とする。

第四十八條の九の三の見出し中「の充当」を「による納付又は納入」に改め、同条第一項中「又は市町村民税」を「個人の市町村民税又は森林環境税」を「当該」を「のうち法第三百三十四條の九第二項後段に規定する還付をすべき金額(第三項において「還付をすべき金額」という。)により当該」に「充当する」を「納付し、又は納入する」に改め、同条第二項中「充当」を「納付又は納入」に改め、同条第三項中「控除不足額のうち第一項の規定による充当」を「還付をすべき金額のうち第一項の規定による納付又は納入」に改め、「に未納に係る地方団体の徴収金」の下に「又は森林環境税に係る徴収金(法第三百三十四條の九第二項後段に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。第二号において同じ。)」を加え、当該充当」を「当該納付又は納入」に「これに充当する」を「によりこれらの徴収金を納付し、又は納入する」に改め、同項第一号中「又は市町村民税」を「個人の市町村民税又は森林環境税」に「充当する」を「納付し、又は納入する」に改め、同項第二号中「控除不足額」を「還付をすべき金額」に「充当する」を「納付又は納入」に「充当する」を「又は森林環境税に係る徴収金を納付し、又は納入する」に改め、同条第四項中「第六條の十四第一項」を「第六條の十四の三」に「充当」を「納付又は納入」に改め、同条第五項中「充当」を「納付又は納入」に改める。

第四十八條の九の四第一項中「充当」を「納付又は納入」に改める。

第四十八條の九の五第一項中「充当又は」を「納付若しくは納入又は」に、「において」を「に」に、「当該充当」を「当該納付若しくは納入」に、「充当する」を「納付又は納入する」に改める。

第四十八條の九の六の見出し中「道府県民税又は市町村民税」を「個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税」に改め、同条中「充当」を「納付又は納入」に、「において」を「に」に、「道府県民税又は市町村民税」を「個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税」に改める。

第四十八條の九の七第七項中「において」を「に」に改め、同項の表中「還付又は充当する」を「還付し、又は納付し、若しくは納入する」に改める。

第四十八條の九の八第十一項中「において」を「に」に改め、同項の表第四項に規定する場合(第六項本文に規定する場合(同項ただし書に規定する場合を除く。))に限る。の項から第四項に規定する場合(第六項本文に規定する場合を除く。))の項までの規定中「還付又は充当する」を「還付し、又は納付し、若しくは納入する」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 都等の特例等

第四章中第五十七條の前の前名を付する。

第一節 都等の特例

第四章に次の一節を加える。

第二節 個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の賦課徴収に関する調整

(個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金の払込みの方法等) 第五十七條の四の二 市町村が法第七百三十九條の四第二項の規定により毎月道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金(同条第一項に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)の額は、前月中に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の合算額(督促手数料及び滞納処分費を除く。第三項において同じ。)(第五項において「前月の徴収金の合算額」という。)を、当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額(市町村の隣接分合又は境界変更があつた場合における当該隣接分合又は境界変更後存続する市町村(以下この項及び第五項において「存続市町村」という。)にあつては、当該存続市町村が当該年度において徴収すべき額のうち当該年度の収入額となるべきものとして課されたものをいう。以下この項において同じ。))の合計額、当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額及び当該年度の収入額となるべき森林環境税の課税額の合計額の割合(以下この条において「按分率」という。)で按分して算定した額とする。

2 前項の按分率は、当該年度の三月三十一日現在において算定した率によるものとする。

3 第一項の規定により、当該年度の四月から六月までの月において払い込む場合には、当該年度の前期の三月三十一日現在において算定した按分率により、当該年度の七月から三月までの月において払い込む場合には、当該年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税の課税額が最初に納付され、又は納入されるべき期限の到来する月(次項及び第五項において「最初の納期限の月」という。)の末日現在において算定した当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税(法第五十條の二の規定により課する所得割を除く。))の課税額の合計額、当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税(法第三百二十八條の規定により課する所得割を除く。))の課税額の合計額及び当該年度の収入額となるべき森林環境税の課税額の合計額の割合(次項において「特定按分率」という。)によることのできるものとし、当該年度の収入額となるべき分として市町村に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の合算額(以下この項において「当該年度の徴収金の合算額」という。))のうち当該年度の三月三十一日現在において算定した按分率により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額と既に払い込んだ個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額(法第七百三十九條の五第一項又は第二項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。))の合計額及び既に払い込んだ個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額(法第七百三十九條の五第一項又は第二項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。))の合計額)との間に過不足がある場合は、当該徴収金の額を含む。)との間に過不足がある場合は、当該年度の徴収金の合算額のうち当該年度の三月三十一日現在において算定した按分率により道府県に払い込むべき森林環境税に係る徴収金の額(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十四條第一項の規定により市町村の払込予定額(同項に規定する市町村の払込予定額をいう。以下この項において同じ。))の総額から控除された額がある場合には当該額を除き、同条第三項の規定により市町村の払込予定額の総額に計算された額がある場合には当該額を含む。))の総額から控除された額がある場合には当該額を除き、同条第三項の規定により市町村の払込予定額の総額に計算された額がある場合には当該額を含む。))との間に過不足がある場合には、当該年度の翌年度の四月から六月までの月において払い込むべき額で清算するものとする。

個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金の払込みの方法等) 第五十七條の四の二 市町村が法第七百三十九條の四第二項の規定により毎月道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金(同条第一項に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)の額は、前月中に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の合算額(督促手数料及び滞納処分費を除く。第三項において同じ。)(第五項において「前月の徴収金の合算額」という。)を、当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税の課税額(市町村の隣接分合又は境界変更があつた場合における当該隣接分合又は境界変更後存続する市町村(以下この項及び第五項において「存続市町村」という。)にあつては、当該存続市町村が当該年度において徴収すべき額のうち当該年度の収入額となるべきものとして課されたものをいう。以下この項において同じ。))の合計額、当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額及び当該年度の収入額となるべき森林環境税の課税額の合計額の割合(以下この条において「按分率」という。)で按分して算定した額とする。

2 前項の按分率は、当該年度の三月三十一日現在において算定した率によるものとする。

3 第一項の規定により、当該年度の四月から六月までの月において払い込む場合には、当該年度の前期の三月三十一日現在において算定した按分率により、当該年度の七月から三月までの月において払い込む場合には、当該年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税の課税額が最初に納付され、又は納入されるべき期限の到来する月(次項及び第五項において「最初の納期限の月」という。)の末日現在において算定した当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税(法第五十條の二の規定により課する所得割を除く。))の課税額の合計額、当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税(法第三百二十八條の規定により課する所得割を除く。))の課税額の合計額及び当該年度の収入額となるべき森林環境税の課税額の合計額の割合(次項において「特定按分率」という。)によることのできるものとし、当該年度の収入額となるべき分として市町村に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の合算額(以下この項において「当該年度の徴収金の合算額」という。))のうち当該年度の三月三十一日現在において算定した按分率により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額と既に払い込んだ個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額(法第七百三十九條の五第一項又は第二項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。))の合計額及び既に払い込んだ個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額(法第七百三十九條の五第一項又は第二項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。))の合計額)との間に過不足がある場合は、当該徴収金の額を含む。)との間に過不足がある場合は、当該年度の徴収金の合算額のうち当該年度の三月三十一日現在において算定した按分率により道府県に払い込むべき森林環境税に係る徴収金の額(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第十四條第一項の規定により市町村の払込予定額(同項に規定する市町村の払込予定額をいう。以下この項において同じ。))の総額から控除された額がある場合には当該額を除き、同条第三項の規定により市町村の払込予定額の総額に計算された額がある場合には当該額を含む。))の総額から控除された額がある場合には当該額を除き、同条第三項の規定により市町村の払込予定額の総額に計算された額がある場合には当該額を含む。))との間に過不足がある場合には、当該年度の翌年度の四月から六月までの月において払い込むべき額で清算するものとする。

(法第十二条第二号の政令で定める扶助)

第六条 法第十二条第二号に規定する政令で定める扶助は、生活保護法第十二条第一項各号に掲げる扶助(同項第一号に掲げる生活扶助及び同法第十八条第二項の規定により行われる同法第十二条第八号に掲げる緊急扶助を除く。)とする。

(法第十三条第三号の政令で定める特別の事情)

第七条 法第十三条第三号に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 失業又は廃業により収入が著しく減少した場合として総務大臣が定める場合(当該場合として総務大臣が定める場合に該当すること。)
- 二 前号に掲げるもののほか、森林環境税を納付することが困難であると認められる場合として総務大臣が定める場合に該当すること。

(過納金の控除等をされるべき都道府県又は国への払込予定額等)

第八条 法第十四条第一項の規定による控除又は同条第三項の規定による加算をされるべき同条第一項に規定する市町村の払込予定額の総額は、地方税法施行令第五十七條の四の二第一項から第九項までの規定により定められる率により算定した額とする。

2 法第十四条第二項の規定による控除又は同条第三項の規定による加算をされるべき同条第二項に規定する都道府県の払込予定額の総額は、第二項第三項に規定する率により算定した額とする。

3 法第十四条第三項に規定する政令で定める事由は、時効の完成その他の事由により同項に規定する過納金の支払を要しなくなったこととし、同項に規定する政令で定める額は、その支払を要しなくなった同項に規定する過納金の額とする。

(賦課徴収に関する報告)

第九条 市町村長は、毎年度、都道府県知事を経由して総務大臣に対し、当該年度分の森林環境税の納税義務者の数、同年度分の森林環境税の課税額、同年度の前年度分の森林環境税に係る免除及び滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

(収納の特例)

第十条 法第二十条第一項に規定する政令で定める法令の規定は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条の二第一項の規定とする。

2 法第八条第一項の規定により個人の市町村民税及び個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない森林環境税に係る徴収金の収納の事務については、森林環境税に係る徴収金を地方自治法施行令第五百八条の二第一項第一号に掲げる地方税とみなして、同項から同条第三項まで及び同条第六項の規定を適用する。

(事務の区分)

第十一条 第二項第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二項第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年一月一日から施行する。

(森林環境税の徴収に関する経過措置)

第二条 令和六年度分の森林環境税に係る法第七条第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百三十一条の七の二の規定の適用については、同条第一項中「である場合」とあるのは「である場合(当該納税義務者に係る個人の市町村民税の均等割額を第三百三十一条の三第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。)」と、「個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第三百三十一条の三第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この節において同じ。)」の二分の一に相当する額(当該額に百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が百円未満であるときは百円とする。)」とあるのは「森林環境税の額」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

森林環境税及び森林環境 譲与税に関する法律施行 令(令和四年政令第三百 号)	第二項第一項の規定により都道府県が処理することとされている
---	-------------------------------

(地方税法施行令の一部改正)

第四条 地方税法施行令の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 都等の特例(第五十七條―第五十七條の四)」を「第四章 都等の特例等 第一節 都等の特例(第五十七條―第五十七條の四)」とし、「第二節 個人の市町村民税」を「第二節 個人の市町村民税(第五十七條―第五十七條の四)」とする。

七条(第五十七條の四) 個人の道府県民税及び森林環境税の賦課徴収に関する調整(第五十七條の四の二・第五十七條の四の三)に改める。

第六条の十四の次に次の二条を加える。

(无当に係る法の規定の適用除外)

第六條の十四の二 法第十七條の二の二第一項に規定する政令で定める規定は、法附則第二十九條の三(法附則第二十九條の七第六項において準用する場合を含む。及び第二十九條の五第十三項並びに法附則第三十一條の三の二第四項及び第三十一條の三の三第三項において準用する法第六百一十條第八項並びに法附則第三十一條の三の四第九項の規定)これらの規定中无当に係る部分に限る。とする。

(委託納付又は委託納入をすることとなつた時)

第六條の十四の三 法第十七條の二の二第六項に規定する政令で定める委託納付又は委託納入をすることとなつた時は、未納地方税等(同条第一項第三号に規定する道府県未納徴収金、同項第四号に規定する市町村未納徴収金、同条第二項に規定する納付し、若しくは納入すべきこととなつているその他の道府県の地方団体の徴収金又は同条第三項に規定する納付し、若しくは納入すべきこととなつているその他の市町村の地方団体の徴収金をいう。以下この条において同じ。)の法定納期限(次の各号に掲げる未納地方税等については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税又は森林環境税に係る延滞金については、その徴収の基因となつた地方税又は森林環境税に係る当該各号に定める時とする。)と法第十七條の二の二第一項各号に該当する還付金等(同項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。)(が生じた時)還付加算金については、その計算の基礎となつた同項各号に該当する還付金等が生じた時)とのいずれか遅い時とする。

一 法定納期限後にその納付し、又は納入すべき税額が確定した地方税又は森林環境税、その納付又は納入の告知書を発した時(申告により税額が確定されたものについては、その申告があつた時)

二 納期を分けて徴収している地方税又は森林環境税、法(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)第七條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)(又はこれに基づく)条例の規定による納期限

三 法第十三條の二第三項(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)(の規定により告知がされた地方税又は森林環境税)その告知により指定された納期限

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年九月九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百号

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令

内閣は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第四條第一項第三号、第八條第二項及び第三項、第十一條、第十四條、第十八條第一項、第二十条第一項並びに第三十五條並びに附則第四條の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第四條第一項第三号の政令で定める金額）

第一條 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」といふ。）第四條第一項第三号に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に、法の施行地に住所を有する者の同一生計配偶者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二條第一項第七号に規定する同一生計配偶者をいふ。以下この条において同じ。）及び扶養親族（地方税法第二百九十二條第一項第九号に規定する扶養親族をいふ。年齢十六歳未満の者及び同法第三百十四條の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）の数を二を加えた数を乗じて得た金額に、十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に第二号に掲げる金額を加算した金額）とする。

一 三十五万円に、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第八條第一項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分（当該年度の初日の属する年の前年（以下この条及び第五條において「前年」といふ。）の十二月三十一日における地域の級地区分とする。）ごとに、総務省令で定める世帯につき前年において同法第十一條第一項第一号から第三号までに掲げる扶助に要した費用として算定される金額を勘案して総務省令で定める率で、住所所在市町村（法第七條第一項に規定する住所所在市町村をいふ。次号において同じ。）が同日において該当した当該地域の級地区分に係るものを乗じて得た金額

二 二十一万円に、前号に規定する総務省令で定める率で住所所在市町村が前年の十二月三十一日において該当した同号に規定する地域の級地区分に係るものを乗じて得た金額

（森林環境税に係る徴収金の圓への払込み）
第二條 都道府県は、法第八條第二項又は第三項の規定により森林環境税に係る徴収金として払い込まれた額又は徴収した額を圓に払い込む場合には、これらの規定により払い込む森林環境税に係る徴収金の額その他必要な事項を、速やかに圓に通知するものとする。

2 法第八條第三項に規定する政令で定める期日は、地方税法第七百三十九條の五第一項又は第二項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定により森林環境税に係る徴収金を徴収し、又は滞納処分をした月の翌月の末日（同条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定による払込みを地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七條の四の二第二十一項に規定する方法により行う場合には、同項の規定による市町村（特別区を含む。）次項において同じ。）からの森林環境税に係る徴収金の払込みがあった月の翌月の末日とする。

3 都道府県が法第八條第三項の規定により圓に払い込むべき森林環境税に係る徴収金の額は、地方税法第七百三十九條の五第一項又は第二項の規定により徴収し、又は滞納処分をした個人の道府県民税及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金並びに森林環境税に係る徴収金を仮に市町村が徴収して都道府県に払い込むものとした場合にあって地方税法施行令第五十七條の四の二第一項から第九項までの規定により定められる率により算定した額（同法第七百三十九條の五第六項の規定による払込みを同法第五十七條の四の二第二十一項に規定する方法により行う場合には、同項の規定により市町村から森林環境税に係る徴収金として払い込まれた額）とする。

（免除の申請手続）
第三條 法第十一條の規定の適用を受けようとする森林環境税の納税義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書を課税期日現在における住所所在地の市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 当該納税義務者の氏名及び住所
二 免除を受けようとする事由
三 前二号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、同項第二号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村長が当該書類により確認する方法以外の方法により当該事項を確認することができる場合として当該市町村長が定める場合は、この限りでない。

（免除の額）
第四條 法第十一條の規定により免除される森林環境税の額（次項において「免除額」といふ。）は、前条第一項の申請書の提出があった日（市町村長が必要があると認める場合には、免除を受けようとする事由が発生した日。次項において同じ。）以後に納期限が到来する森林環境税の額に相当する額とする。

2 法第十一條各号に掲げる者が法第七條第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百二十一條の三第一項又は第三項の七の二第一項若しくは第三百二十一條の七の八第一項の規定にかかわらず、特別徴収の方法によつて森林環境税を徴収される者である場合には、免除額は、前項の規定にかかわらず、前条第一項の申請書の提出があった日以後に支払を受けるべき同法第三百十七條の二第一項に規定する給与又は同項に規定する公的年金等の支払の際に徴収されるべき森林環境税の額に相当する額とする。

（法第十一條第一号の政令で定める者）
第五條 法第十一條第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 災害（法第十一條第一号に規定する震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害をいふ。以下この条において同じ。）により死亡した者

二 災害により障害者（法第四條第二項第一号に規定する障害者をいふ。）となった者

三 災害により自己（地方税法第三百十四條の二第二項第一号に規定する政令で定める親族を含む。以下この号及び次号において同じ。）の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより理められた部分の金額を除く。同号において同じ。）がその住宅又は家財の価額の十分の三以上である者（災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十條の二第一項に規定する罹災証明書（同号において「罹災証明書」といふ。）により確認することができる者を含む。）で、前年の法第四條第二項第四号に規定する合計所得金額（次号において「合計所得金額」といふ。）が五百万円以下であるもの

四 災害により自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の十分の五以上である者（災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて罹災証明書により確認することができる者を含む。）で、前年の合計所得金額が五百万円を超え七百五十万円以下であるもの

第三百十四条の九第二項中「還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の道府県民税若しくは市町村民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする」を「還付しなればならぬ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税若しくは森林環境税又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金若しくは森林環境税及び森林環境税と税に関する法律第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金（以下この項において「市町村徴収金」という。）があるときは、第十七条の二の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該還付をすべき市町村の長に対し、当該還付をすべき金額（市町村徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。）により市町村徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

第三百十九条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「においては」を「には」、この法律又は森林環境税及び森林環境税と税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか」に改め、道府県民税の下に「及び森林環境税」を加える。

第三百二十一條の七第一項中「においては」を「には」、ある場合においては「を」あるときは「た」ない場合においては「を」ないときは「に」改め、同条第二項中「規定によつて」を「規定により」、「た」においては「を」に改め、「た」によつて当該納税者」を「たより当該納税者」に改め、同項ただし書を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき税額は、第十七条の二の第二項第二号に規定する市町村徴収金関係過納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該特別徴収義務者について第十七条から第十七条の二までの規定の適用はしないものとする。

第三百二十一條の七の十第一項中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、「た」第十七条の規定の例によつて」を「第十七条の規定の例により」に改め、同項ただし書を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、当該特別徴収対象年所得者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき税額は、第十七条の二の第二項第二号に規定する市町村徴収金関係過納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該特別徴収義務者について第十七条から第十七条の二までの規定の適用はしないものとする。

道府県	都
道府県民税	都民税
道府県知事	都知事
市町村	特別区
市町村長	特別区長

第七百三十六条第三項中「除く。」の下に「及び次節」を加える。

第五節 個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の賦課徴収に関する調整

第七百三十九条の二 市町村長は、第一号に掲げる文書を第二号及び第三号に掲げる文書と併せて、総務省令で定める様式に準じて作成するものとする。

一人の市町村民税（第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八条の規定により課する所得割を除く。以下この条、次条及び第七百三十九条の四第一項において同じ。）の賦課徴収に用いる納税通知書、納期限変更告知書、特別徴収義務者及び特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法により徴収する旨の通知書、督促状その他の文書（以下この条において「賦課徴収関係文書」という。）

二 第四十一条第一項の規定により個人の市町村民税と併せて賦課徴収を行う個人の道府県民税（第二百四十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第五十条の二の規定により課する所得割を除く。以下この条、次条及び第七百三十九条の四第一項において同じ。）の賦課徴収に用いる賦課徴収関係文書

三 森林環境税及び森林環境税と税に関する法律第七十一条の規定により個人の市町村民税及びこれと併せて賦課徴収を行う個人の道府県民税と併せて賦課徴収を行う森林環境税の賦課徴収に用いる賦課徴収関係文書

（個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税に係る延滞金の計算）

第七百三十九条の三 個人の市町村民税、第四十一条第一項の規定によりこれと併せて賦課徴収を行う個人の道府県民税及び森林環境税と税に関する法律第七十一条の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税に係る第三百二十一條の二（第四十一条第一項及び同法第七十一条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第三百二十六条（第四十一条第一項及び同法第七十一条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による延滞金の計算については、個人の市町村民税の額、個人の道府県民税の額及び森林環境税の額の合算額によりこれらの規定を適用するものとする。

（個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の納付又は納入等）

第七百三十九条の四 個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、第四十二条第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入すべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境税と税に関する法律第八十一条の規定によりこれらと併せて納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金（同法第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。以下この条及び次条において同じ。）の納付又は納入があつた場合には、その納付額又は納入額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の額に按分した額に相当する個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金又は納入があつたものとする。

2 市町村は、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金の納付又は納入があつた場合には、当該納付又は納入があつた月の翌月十日までに、政令で定めるところにより、これを道府県に払い込むものとする。

（個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例等）

第七百三十九条の五 第四十六条第二項の規定により市町村長から道府県知事に対し、個人の道府県民税の滞納に関する報告があつた場合には、道府県知事が市町村長の同意を得て、当該報告に係る滞納者の全部又は一部について一年を超えない範囲内で定めた一定の期間に限り、道府県の徴収吏員は、当該滞納に係る個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、第四十二条第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入すべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境税と税に関する法律第八十一条の規定によりこれらと併せて納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金（当該滞納に係る個人の道府県民税が第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割又は第五十条の二の規定により課する所得割である場合には、当該滞納に係る個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び第四十二条第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入すべき第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割又は第三百二十八条の規定により課する所得割に係る地方団体の徴収金。次項において同じ。）について、併せて、個人の市町村民税の徴収の例により徴収し、又は国税徴収法に規定する滞納処分の例により滞納処分をすることができる。

（個人の市町村民税の徴収の例により徴収し、又は国税徴収法に規定する滞納処分の例により滞納処分をすることができる。）

5 平成四十一年度から平成四十四年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税に係る第二十七條から第三十條までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七條	収入額	収入額から百億円及び特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第四條第四項に規定する利子支払費用相当額の十二分の一に相当する金額の合計額(第三十條第一項において「合計償還額」という)並びに当該年度における同法附則第四條第二項及び第四項の規定による借入金並びに同法第十五條第一項の規定による一時借入金(森林環境譲与税に係るものに限る)の利子の支払に充てるために必要な額に相当する金額(第三十條第一項において「利子支払額」という)を控除した額
第二十八條第一項	十分の九	二十五分の二十二
第二十九條	十分の一	二十五分の三
第三十條第一項	十分の九	二十五分の二十二
第三十條第一項の表九	十分の一	二十五分の三
第三十條第一項の表三	収入額	収入額から当該年度における合計償還額の二分の一に相当する金額(次項において「九月償還額」という)を控除した額
第三十條第一項の表三	収入額	収入額から当該年度における合計償還額と九月償還額との差額及び利子支払額を控除した額

(政令への委任)
第四條 この附則に定めるもののほか、平成三十六年度における森林環境税の賦課徴収に關し必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)
第五條 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)	第二章の規定により市町村又は都道府県が処理することとされる事務
-----------------------------------	---------------------------------

(地方交付税法の一部改正)
第六條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「及び航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税」に改め、同条第三項の表道府県の項中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次のように加える。

十七 森林環境譲与税
前年度の森林環境譲与税の譲与額

第十四條第三項の表市町村の項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次のように加える。

二十一 森林環境譲与税
前年度の森林環境譲与税の譲与額

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第七條 前条の規定による改正後の地方交付税法(次項において「新地方交付税法」という)第十四條第一項及び第三項の規定は、平成三十一年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収支入額の算定から適用し、平成三十一年度分までの地方交付税に係る前条の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定による基準財政収支入額の算定については、なお従前の例による。

2 平成三十一年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四條の規定による基準財政収支入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与額」として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与額」として総務大臣が定める額」とする。
(地方税法の一部改正)
第八條 地方税法の一部を次のように改正する。

目次中「都等及び固定資産税の特例」を「都等の特例等」に、「第二節 固定資産税の特例(第七百四十條―第七百四十七條)」を「第二節 固定資産税の特例(第七百四十條―第七百四十七條) 賦課徴収に關する調整(第七百三十九條の二―第七百三十九條の六)」に改める。

第十七條の二第二項中「第四十八條第一項」を「第七百三十九條の五第一項」に改め、「含む」の下に「。次条第一項第一号及び第三号において同じ」とを、「個人の道府県民税」の下に「(第二十四條第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第五十條の二の規定により課する所得割に限る。以下この項において同じ)」に係る地方団体の徴収金」を、「徴収した個人の市町村民税」の下に「(第二百九十四條第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八條の規定により課する所得割に限る。以下この項において同じ)」を、「個人の市町村民税」の下に「に係る地方団体の徴収金」を加え、同条の次に次の一條を加える。
(還付金等の充当の特例)
第十七條の二の二 前条の規定並びに第七十二條の八十八第二項及び第三項、第七十三條の二第九項(第七十三條の二十七第二項及び第七十三條の二十七の四第五項において準用する場合を含む)、第七十四條の十四第三項、第七百四十四條の三十第二項、第七百六十四條第七項(第七百六十五條第三項において準用する場合を含む)、第三百六十四條第六項(第七百四十五條第一項において準用する場合を含む)、第四百七十七條第三項、第六百八十八條第八項(第六百九十二條第四項、第六百九十三條の二第六項、第六百九十三條の二の二第二項及び第六百九十九條第八項において準用する場合を含む)、第七百六六條の二第二項並びに第七百八十八條の十第二項ただし書の規定(これらの規定中充當に係る部分に限る)その他政令で定める規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金又は過額納金(以下この条において「還付金等」という)については、適用しない。

一 道府県が第七百三十九條の五第一項又は第二項の規定により併せて徴収した個人の道府県民税(第二十四條第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第五十條の二の規定により課する所得割を除く。次号から第四号までにおいて同じ)に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税(第二百九十四條第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八條の規定により課する所得割を除く。次号から第四号までにおいて同じ)に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)第二條第五号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。次号から第四号までにおいて同じ)に係る過額納金(以下この号及び次項において「道府県徴収金関係過額納金」という)の還付金を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該道府県に係る地方団体の徴収金がある場合における当該市町村徴収金関係過額納金

二 市町村が徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、第四十一條第一項の規定によりこれと併せて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七條第一項の規定によりこれらと併せて徴収した森林環境税に係る徴収金に係る過額納金(以下この号及び第三項において「市町村徴収金関係過額納金」という)の還付金を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該市町村に係る地方団体の徴収金がある場合における当該市町村徴収金関係過額納金

二 市町村が徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、第四十一條第一項の規定によりこれと併せて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七條第一項の規定によりこれらと併せて徴収した森林環境税に係る徴収金に係る過額納金(以下この号及び第三項において「市町村徴収金関係過額納金」という)の還付金を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該市町村に係る地方団体の徴収金がある場合における当該市町村徴収金関係過額納金

第三章 森林環境税

(森林環境税)

第二十七条 森林環境税は、森林環境税の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して課税するものとする。

(市町村に対する森林環境税の課税の基準)

第二十八条 森林環境税の十分の九に相当する額(以下この項において「市町村課税額」という)は、市町村に対して課税するものとし、市町村課税額の十分の五に相当する額を各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積(統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果による私有林かつ人工林の面積をいう。次項及び次条において同じ)で、市町村課税額の十分の二に相当する額を各市町村の林業就業者数(官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村において林業に就業する者の数をいう)で、市町村課税額の十分の三に相当する額を各市町村の人口(官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。同条において同じ)で按分して課税するものとする。

2 前項の各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積については、各市町村の林野率(統計法第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果による林野率をいう)に基づき、総務省令で定めるところにより補正するものとする。

(都道府県に対する森林環境税の課税の基準)

第二十九条 森林環境税の十分の一に相当する額(以下この条において「都道府県課税額」という)は、都道府県に対して課税するものとし、都道府県課税額の十分の五に相当する額を各都道府県の区域内の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で、都道府県課税額の十分の二に相当する額を各都道府県の林業就業者数(官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県において林業に就業する者の数をいう)で、都道府県課税額の十分の三に相当する額を各都道府県の人口で按分して課税するものとする。

(課税時期及び各課税時期の課税)

第三十条 森林環境税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる課税時期に、第二十八条第一項の規定により課税すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の十分の九に相当する額を、前条の規定により課税すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の十分の一に相当する額を課税する。

課税時期	各課税時期に課税すべき額
九月	当該年度の初日の属する年の三月から八月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額

2 前項に規定する各課税時期に課税することができなかった金額があるとき、又は当該課税時期において課税すべき額を超えて課税した金額があるときは、それぞれ当該金額を、当該課税時期以後の課税時期に課税すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(各課税時期の課税額の計算)

第三十一条 各市町村及び都道府県に対する前条第一項に規定する各課税時期に課税すべき森林環境税の額として第二十七条から前条までの規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、当該課税時期に課税すべき森林環境税の額とする。

(課税すべき額の算定に錯誤があった場合の措置)

第三十二条 総務大臣は、森林環境税を市町村及び都道府県に課税した後において、その課税した額の算定に錯誤があったため、課税した額を増加し、又は減少する必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があったことを発見した日以後に到来する課税時期において課税すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもって当該課税時期において市町村及び都道府県に課税すべき額とするものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第三十三条 総務大臣は、第二十八条第二項若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は市町村及び都道府県に対して課税すべき森林環境税を課しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(森林環境税の使途)

第三十四条 市町村は、課税を受けた森林環境税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならぬ。

- 一 森林の整備に関する施策
- 二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用(公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号))
- 三 第二条第二項に規定する木材の利用をいう)の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

2 都道府県は、課税を受けた森林環境税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならぬ。

- 一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
- 二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するため

三 前項第二号に掲げる施策

3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第四章 雑則

(命令への委任)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、市町村及び都道府県に対して課税する森林環境税の額の計算に関し必要な細目その他この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条(地方税法第二十七条第二項の改正規定(第五十条第五項)を削る部分を除く)及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。第九号から第十六号まで、第十七号(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二十三条第一号二の改正規定に限る)、第十八号、第十九号及び第二十一条(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第五十二号及び第五十四号の改正規定に限る)の規定は、平成三十六年一月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 第二章の規定は、平成三十六年度以後の年度分の森林環境税について適用する。

2 第三章の規定は、平成三十一年度以後の年度分の森林環境税について適用する。

(森林環境税の特例)

第三条 平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度において市町村及び都道府県に対して課税する森林環境税に係る第二十七条から第三十条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法律第三号

森林環境税及び森林環境税と関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 森林環境税
 - 第一節 総則(第二条―第四条)
 - 第二節 税率(第五条)
 - 第三節 賦課徴収等(第六条―第十八条)
 - 第四節 雑則(第十九条―第二十一条)
 - 第五節 罰則(第二十二条―第二十六条)
- 第三章 森林環境税と関する法律(第二十七条―第三十四条)
- 第四章 雑則(第三十五条)
- 附則
- 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、森林(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項に規定する森林をいう。以下この条及び第三十四条第一項において同じ。)の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境税として市町村及び都道府県に対して賦課するために必要な事項を定めるものとする。

第二章 森林環境税

第一節 総則

(定義)

第二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 個人の市町村民税 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十四条第一項第一号に掲げる者に対して課する市町村民税(同法第一条第二項において準用する同号に掲げる者に対して課する特別区民税を含む。)をいう。
 - 二 個人の市町村民税の均等割 均等の額により課する個人の市町村民税をいう。
 - 三 個人の道府県民税 地方税法第二十四条第一項第一号に掲げる者に対して課する道府県民税(同法第一条第二項又は第七百三十四条第三項において準用する同号に掲げる者に対して課する都民税を含む。)をいう。
 - 四 個人の道府県民税の均等割 均等の額により課する個人の道府県民税をいう。
 - 五 森林環境税に係る徴収金 森林環境税並びにその督促手数料、延滞金及び滞納処分費をいう。
 - 六 特別徴収 森林環境税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。
 - 七 特別徴収義務者 特別徴収により森林環境税を徴収し、かつ、納入する義務を負う者をいう。
 - 八 地方団体の徴収金 地方税法第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金をいう。
- (納税義務者)
- 第三条 この法律の施行地に住所を有する個人に対しては、この法律により、国が均等の額により森林環境税を課する。
- (非課税)
- 第四条 国は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、森林環境税を課さない。
- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による生活扶助その他これに準ずるものとして政令で定める扶助を受けている者

二 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者(これらの者の当該年度の初日の属する年の前年(次号において「前年」という。)の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。)

三 前年の合計所得金額が政令で定める金額以下である者

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 地方税法第二百九十二条第一項第十号に規定する障害者をいう。
- 二 寡婦 地方税法第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦をいう。
- 三 寡夫 地方税法第二百九十二条第一項第十二号に規定する寡夫をいう。
- 四 単身児童扶養者 地方税法第二百九十二条第一項第十三号の二に規定する単身児童扶養者をいう。

五 合計所得金額 地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。

第二節 税率

第五条 森林環境税の税率は、千円とする。

第三節 賦課徴収等

(賦課期日)

第六条 森林環境税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

(賦課徴収)

第七条 森林環境税の賦課徴収は、この章に特別の定めがある場合を除くほか、住所所在市町村(森林環境税の納税義務者が賦課期日において住所を有する市町村をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)が、当該住所所在市町村の個人の市町村民税の均等割の賦課徴収(地方税法第六条第七号、第三百一十一号、第三百二十一号第二項又は第三百二十三号の規定によるものを除く。)の例により、当該住所所在市町村の個人の市町村民税の均等割及び同法第四十一条第一項の規定によりこれと併せて賦課徴収を行う当該住所所在市町村を包括する都道府県の個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて行うものとする。この場合において、同法第七十七条の六第一項(第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定により賦課決定をすることができる期間については、森林環境税及び個人の市町村民税は、同一の税目に属する地方税とみなして、同条第一項の規定を適用するものとする。

2 前項に規定する住所を有する市町村は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受ける森林環境税の納税義務者については、当該納税義務者が記録されている住民基本台帳を備える市町村(地方税法第二百九十四条第三項の規定により当該納税義務者を当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして当該納税義務者に個人の市町村民税を課する市町村を含む。同条第四項の規定により当該納税義務者に個人の市町村民税を課することができない市町村を除く。)とする。

(納付又は納入等)

第八条 森林環境税の納税義務者又は特別徴収義務者は、森林環境税に係る徴収金を当該住所所在市町村の個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、当該住所所在市町村の個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び地方税法第四十二条第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入する当該住所所在市町村を包括する都道府県の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない。

2 都道府県は、地方税法第七百三十九条の四第二項の規定により森林環境税に係る徴収金の払込みがあった場合には、当該払込みがあった月の翌月の末日までに、政令で定めるところにより、森林環境税に係る徴収金として払い込まれた額を国に払い込むものとする。

3 都道府県は、地方税法第七百三十九条の五第一項又は第二項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。第十三条第二項において同じ。)の規定により森林環境税に係る徴収金を徴収し、又は滞納処分をした場合には、政令で定める期日までに、政令で定めるところにより、森林環境税に係る徴収金として徴収した額を国に払い込むものとする。

2 前項に規定する住所を有する市町村は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受ける森林環境税の納税義務者又は特別徴収義務者は、森林環境税に係る徴収金を当該住所所在市町村の個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、当該住所所在市町村の個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び地方税法第四十二条第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入する当該住所所在市町村を包括する都道府県の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない。

2 都道府県は、地方税法第七百三十九条の四第二項の規定により森林環境税に係る徴収金の払込みがあった場合には、当該払込みがあった月の翌月の末日までに、政令で定めるところにより、森林環境税に係る徴収金として払い込まれた額を国に払い込むものとする。

3 都道府県は、地方税法第七百三十九条の五第一項又は第二項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。第十三条第二項において同じ。)の規定により森林環境税に係る徴収金を徴収し、又は滞納処分をした場合には、政令で定める期日までに、政令で定めるところにより、森林環境税に係る徴収金として徴収した額を国に払い込むものとする。

2 前項に規定する住所を有する市町村は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受ける森林環境税の納税義務者又は特別徴収義務者は、森林環境税に係る徴収金を当該住所所在市町村の個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、当該住所所在市町村の個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び地方税法第四十二条第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入する当該住所所在市町村を包括する都道府県の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない。

参考

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年三月二十九日

(抜 粋)

内閣総理大臣 安倍 晋三